

Title	反町文書(五)
Sub Title	The Sorimachi manuscripts (which once belonged to the Sorimachi family, now possessed by Keio University library) : their transcription and comments
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1960
Jtitle	史学 Vol.33, No.1 (1960. 12) ,p.85- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19601200-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

反町文書(五)

一〇七、德川秀忠寺領安堵朱印狀 (45×62)

寺領參河國碧海郡桑子村三拾石寺中、西坊共并竹木諸役免許等專、任去慶長八年九月十一日先判之旨、永不可有相違之狀如件、

元和三年三月十日 (朱印) (秀忠)

妙源寺

一〇八、高倉永慶書狀、並、板倉勝重關所手形 (元、折紙) (18×23)

猶々御手形之儀頼入存候、以上、

近比御六ヶ敷儀ニ候へ共、我等下之女八人、來廿七日ニ秋田へ下申候間、御手形之儀頼入存候、爲其如此候、

反町文書(五)

恐々謹言、

九月廿二日

藤右衛門佐

永(花押)

板倉伊賀守殿

(黒印) 右之女房衆路次無相違可有御通候、以上、

己九月廿二日 板伊賀 (黒印)

京都より

秋田迄女改奉行衆

一〇九、德川秀忠御内書 (折紙) (23×65)

爲重陽祝儀、小袖一重到來悅思食候、猶酒井雅樂頭可申候也、

九月七日 (黒印) 「印文、忠孝」

稻垣平右衛門尉とのへ

(八五)

八五

一一〇、德川秀忠書狀 (折紙) (18×52.5)

伊勢物語之義、奉_レ伺_ニ 叡慮_一候之處、被_レ作_ニ 御筆_一候儀、頗忝存候、此旨可_レ然様奉_レ頼候、恐々謹言、

卯月八日 秀忠 (花押)

勸修寺殿

一一一、德川秀忠書狀 (切紙) (22×56.5)

其地普請之旨、炎暑之時分勞苦之程痛入斗候、猶追而可_ニ 申送_一候、謹言、

七月廿五日 秀忠 (花押)

一一二、松平忠直黑印知行狀 (36×52)

宛行領知之事、

一高百石六斗九升八合、

岡町分
稻田村内

一高三拾貳石七斗六升五合、

一高七拾貳石一升、

一高四拾四石五斗貳升七合、

高、合貳百五拾石者、

右、全可_レ令_ニ知行_一者也、仍如_レ件、

元和六庚申年七月 日〇 (黒印) 「印文、學」

松平房右門とのゝ

一一三、黒田長政書狀 (折紙) (17×46.5)

己上

六郎右衛門差上候間申遣候、了清所_レ請取候金子、六郎右衛門_ニ相渡、國本へ可_レ下候、六郎右衛門切かみを三右衛門_ニ相渡下可_レ申候、其方切かみは返可_レ遣候也、

三月十一日 長政 (花押)

一一四、板倉勝重書狀 (折紙) (17.5×57.5)

飯田分
新井村内
十日町分
村組内
苜羽
南城村内

尙々兩人共ニ御隙入候ハ、程近候間、慥成者ニ持せて可レ給候、少度見申其儘返し可申候、以上、

急度申入候、今日者相國寺へ參、圓光寺ニ居申候、仍柳芳軒と貴所田地出入之儀候間、御朱印只今可レ有ニ持參候、圓光寺へ可レ懸ニ御目候、若貴所煩氣候ハ、新吉殿ニ持せ候て可レ有ニ御越候、爲レ其申入候、恐々謹言、

二月廿二日
板伊賀守
勝重(花押)

岡本宮内少輔殿
御宿所

一一五、毛利輝元書狀 (折紙) (16.5×47.5)

其方于レ今逗留辛勞候、其許無事候哉、来年御上洛、來々年御普請事實候哉、聞合可ニ罷上候、萬期ニ面上候、吉事かしく、

七月廿一日
(花押)
(輝元)

(粟屋肥後守)
粟肥

一一六、藤堂高虎自筆書狀 (切紙、元は折紙の如し) (17×5)

書狀令ニ披見、何も聞届候、仍來五日ニハ其許へ相越候間、内々其用意可レ仕候、伏見へ越候間、舟(マ)と掃地、又ハ右之時分舟數なと有レ之様ニ才覚仕候而置可レ申候、かしく、

三月晦日
和泉
(花押)

森新右衛門殿

一一七、加藤嘉明書狀 (折紙) (16×54)

一書令レ啓候、拙者事はやく在所へ罷着在レ之儀ニ御座候、仍式部少輔御内儀御煩如何御座候哉、様子承度存候、式部ワかきもの儀ニ御座候間、いよく被レ入ニ御情ニ御脉なと切々被レ成ニ御覽ニ御藥被レ進候も、可レ忝候、奉ニ頼存候、定而近日可レ爲ニ御上洛候間、その刻於ニ上

方可得御意候、恐惶謹言、

二月廿八日

加左馬助

嘉明 (花押)

旅館下

延壽院様

人々御中

一一八、金地院崇傳自筆書狀 (33×42.5)

明十四日朝可有御光儀之由忝存候、數寄にてハ無御座候、常之御食時分ニ緩々と奉待候、肥前守殿も可有御出由候、寺志州妻吉左御相客ニ申合候、爲御禮如レ此候、恐惶謹言、

八月十三日

崇傳 (花押)

(ウハ書)

「松河洲様

國師」

一一九、徳川家光朱印狀 (44×61)

當寺領山城國深草之内三拾壹石事、任元和元年七月廿

七日、同三年七月廿一日兩先判之旨、彌不可有相違者也、仍如レ件、

寛永十三年十一月九日〇

(朱印) 「印文、家光」

本覺寺

一二〇、徳川家光御内書 (折紙) (45×61)

爲重陽之嘉儀、小袖一重到來喜思召候、委曲酒井讚岐守可申候也、

九月七日〇

(黒印) 「印文、家光」

稻垣攝津守とのへ

一二一、板倉重昌書狀 (15.5×102)

猶々三右衛門隱置候遊女親なども可有之候、親相對より遊女ニ遣し候へハ本遊女町にて無之候間罪ニ存候、如レ此之遊女ハ江戸にて如レ被仰付候、公儀召上、女ノ心次第も可然候哉、又參所も別無之候ハ、是又江戸にて如レ被仰付、

遊女町へも遣し置可レ然候哉、いつれの道ニも脇之町ニ遊女
 隱置候儀、不ニ罷成ニ候様ニ御仕置御考可レ被_レ成候、已上、
 御手紙并覺書令ニ拜見候、何茂得ニ其意ニ存候、然者なま(ママ)
 三右衛門儀昨日遊女共ニ御呼寄、御吟味之處、無レ紛ニ
 付而彼三右衛門并宿貳人共ニ昨日籠舎被ニ申付ニ候由、遊
 女之儀者、其町中江御預ケ之由一々承届尤存候、將又祇
 園御旅所茶屋之儀、彌壞候様ニ今日急度可レ被ニ仰付ニ哉
 と思召候由、内々昨日も其御相談ニ相究候得共、近日祭
 之由申候間、誤な□□も若祭ニ障儀も有レ之間鋪候哉、今
 少遅キ分ハ苦ケ間敷候間、彌御了簡候て、祭過ニも可レ被ニ
 仰付ニ候哉、御法度之遊女隱置候もの此節者、強ク被ニ
 仰付ニ可レ然候、存之外、方々ニ遊女隱置、諸國(ママ)ノ學文ニ
 罷上候出家醫者勿論當地之僧俗共ニ心をみたし、風俗も
 次第ニ惡罷成、人ニより身上をもつぶし候由、比日追々
 慥ニ承候、遊女町として人も能存知候而、有レ之ハ仕置も
 仕能事ニ候、市中ニ隱置候遊女ハ殊外害をなし候間、能
 時節ニ罷成候間、彌強御僉議可レ被_レ成候、猶面上可ニ申

達候、已上、

六月二日

板倉内膳正

西宮對馬守様

一一二、堀田正盛知行朱印狀 (切紙) (18×33.5)

知行方之事

一高五百石者、

右、信濃國松本領分之内以、令ニ加増ニ訖、都合千貳百石
(全)
 企可ニ領知ニ者也、

寬永十八年 堀田加賀守

己二月廿日 □ (朱印) 「印文、堀田正盛」

高井源左衛門とのへ

一一三、板倉重宗書狀 (21.5×30)

如意輪寺如レ此被レ申候、先如意輪寺時分のことく寺領之八木、早々可レ有ニ御渡レ候、申分於レ在レ之者、何時成共可レ承候、先如意輪寺時分之儀、我等も委存候間、申分有間敷候、以上

寛永拾九年午九月廿七日 周防 (黒印)

一二四、天海自筆書狀 (折紙) (15×44.5)

以上

細々書狀念入申候、御所様御機色于レ今御本覆無レ之候、當月吉凶見之可レ申候、爰許無ニ替儀レ候、猶明日從ニ妙門様御使返ニ、以ニ書狀ニ可レ申候付令レ略候、恐惶謹言、

三月十五日 天海(花押)

本 豊洲

几下

(別紙)
元和五 正月

黒方一劑 高越州へ

七月十九日

百匁 水攝州へ
使

一二五、板倉重宗書狀 (30×41.5)

貴札令ニ拜見レ候、隨而今度酒井讃岐守殿、就ニ御上京、御私宅へ使者被レ進之候處、御満足ニ被ニ思食、爲ニ御禮、御越被レ成度之由、御尤存候、其元御神事御仕廻被レ成御上り可レ被レ下候、猶期ニ面上之節ニ候、恐惶謹言、

寛永廿年

十月十日

重宗(花押)

(ウハ書)
祭主様 御報

板倉周防守

一二六、柳生宗矩自筆書狀 (折紙) (17.5×52)

十月廿一日之御狀、今月九日ニ拜見忝存候、先々其元御無事之旨、從レ何珍重ニ存候、爰元替儀無レ之、我々も一段無事ニ罷有事ニ候、然者河内殿子息修理殿、今度御普

請之儀ニ付、當地へ御下向之由、御懇ニ預レ示候、万端相應之御用等、少も如在此不レ存候、貴老事御年被レ寄候ニ付、今程御隠居之旨一段尤ニ存候、いにしへより得ニ御意ニ候へ、ハ今更心中ニ替儀無レ之候、自然爰元似合之御用も候ハ、可レ蒙レ仰候、隨而爲ニ御音信、きさみたはこ一箱拾斤入送給候、遠路之處被レ懸ニ御心ニ候段、別而祝着忝存候、委細越中殿、修理殿へ申入候條不レ具候、恐々謹言、

十二月十日 柳但馬守 宗矩 (花押)

益田牛菴老 御報

一一七、毛利秀元書狀 (折紙) (16×150)

(マヤ)
小性之者共之馬渡船自ニ其元ニ申付之由候、早々相渡候様ニ肝煎可レ仕事專要候、若其表にて船共、延引候者不レ可レ然儀候、爰元ニハ船も可レ在レ之由申候條、自ニ何方ニ成

反町文書 (五)

共可ニ指急ニ事肝心候者也、

六月廿六日 (花押) (毛利秀元)

三 豐 吉平右

一一八、板倉重宗書狀 (切紙、元、折紙)

御書頂戴仕候、自ニ紀州ニ御仕合能御上洛目出度奉レ存候、殊御茶碗拜領仕、誠過分至極奉レ存候、此等之趣、宜レ預ニ御披露ニ候、恐々謹言、

八月三日 板倉周防守 重宗 (花押)

一一九、林道春自筆書狀 (29.5×15)

(ウハ書) 「久喜式少様 道春」
貴報 猶々御床布存候、以上

貴札拜披忝存候、如レ仰一昨日者於ニ殿中、早々遂ニ貴面ニ

(九一) 九一

本望不_レ少候、仍内々被_レ仰候御寫物被_レ下候、心得存候、何とそ案し被_レ下候、自_レ是可_レ得_二御意_一候、少シおそく御座候はんは御用捨所_レ希候、尙期_二面拜之時_一候、恐惶謹言、

七ノ三

(花押)
(林道春)

一三〇、井伊直孝自筆書狀 (18×53)

猶々其元萬端御失つい不_レ參候様ニ主馬殿へ御惣談御事御肝要ニ存候、以上、

入_二御念_一松茸壹籠 上様へ上り申候、大梨子壹籠送給候、寔忝賞翫申候、恐々謹言、

九月廿六日

井掃部助

直孝 (花押)

大玄蕃殿

參

一三一、江戸幕府老中連署奉書 (20×45)

爲_二八朔之御祝儀_一、以_二使者_一御太刀一腰、御馬一疋進上

之候、遂_二披露_一候處、一段之仕合候、恐々謹言、

阿部豊後守

八月五日

忠秋 (花押)

松平伊豆守

信綱 (花押)

酒井雅樂頭

忠清 (花押)

松平丹波守殿

一三二、徳川頼房書狀 (37×54)

内々申請度之旨今朝申入候之處、來廿三日之朝、可_レ有_二御出_一之由忝候、爲_二御禮_一令_二啓達_一候、恐々謹言、

九月十八日

頼房 (花押)

〔ウハ書〕

水戸中納言

頼房

松平伊豆守殿

人々御中

一三三、酒井忠勝自筆書狀 (31.5×135)

一 未進在_レ之村ニて家をうらせ、未進を取候由申候段、
縦當所務斗ニて來年は他所へ渡候とても左様ニ作法成
儀ハ有_レ之間敷事候、家などをこほしうらせ候て未進を
取候てハ、無_レ詮事ニて候、代官共ニ其段急度可_ニ申渡_一
之事

一 大津米之拂様之事少宛不_レ絶拂候様ニ可_ニ申付_一候由
申越候、それハ何と仕たる事候哉、ね段のやすき時不_レ
絶拂候様ニ可_レ仕との事にてハ無_レ之候、取前申越候ハ大
津之倉ニ米多詰置申間敷候、只今世間之藏ニハ米一円無_ニ
御座_一候處、我等藏斗米多詰置候由申候間、五千表三千
表つゝ藏ニ置、直段よき時分拂候ハ、又五千表三千表
つゝ相届候様ニと申事候、惣別今程米むさと拂捨申間敷
由先日申越候ハ、とかく諸國ニ米すくなく候間、十月
迄は米高クハ成候共、易ハ有_レ之間敷候間、能直段之時
分、小野喜左、同長左談合之上拂可_レ申候、此跡世間能時
分之積とは違可_レ申候事、
一 飢人粥喰せ候事壹人ニ大方壹合三夕斗之積之由申越

し候、是ハ米斗之事候哉、塩薪積候ての事候哉、又數千
人之中ニ女童も可_レ有_レ之候、それもおとな同前ニ喰候様
ニて候哉、一円合點不_レ申候、米斗ニて壹合之かゆハ事外
多キ物ニて候、古_ク唐_ニも飢饉之時分ハかゆを喰せ、す
くひ候事度々有_レ之事候、それハいろく_ノ物を合菜候
而米ハ多ハ入不_レ申候、それにてさへ飼扶之間、米斗壹合
三夕宛之積ハ餘馳走過ハ不_レ申候哉、村々ニ田地も不_レ持
其村ニかゝり候て罷有候もの分へさへ壹合之つもり夫
食かし申付候處飢人ニ粥くハせ申候には多ハ無_レ之事候
哉、左様之所をも能考候哉、併只今かゆをすくなく仕候
ハ、世間ニて何かと可_レ申候間其まゝさし置可_レ申候事、
一 町中へかし米之儀賣付と申越候、賣付と申候ハ其所
ニて米拂かね申候所ニて其町其村へね段をたて此方_ヲ賣
付候て取申候を賣付と申候、其町_ノ米を借たかり申_ニ付
而過分之米を借渡し、米ニ高直を以取申事候世間へ人聞
候てもかし米と申候へハ其町への用捨ニ成申候、賣付と
申候へはむりに賣付ねをたかく取申候とて世間ニてハむ

りなる仕置之様ニさた仕物ニて候し、何事も考無レ之故事をかさせる事ニ不レ入名を名のり候を存候事、

一 最前周防殿ハ被ニ仰越ニ候京都在レ之若狹之飢人之儀、若狹のものニ無レ紛ものハ尤請取置可レ申候、若狹ものニて無レ之もの請取候事ハ不レ入儀候、餘月日をかけ洛中ひろき所を尋させ候事も不レ入事候、家田地を持申候もの京都へ乞食ニ出し候儀ハ其村之名主并代官之越度ニて可レ有レ之候、以來も可レ有レ之事候間、田地を持家を持罷有候もの他國へ乞食に出候儀ハ無レ據飢候と相見え候之間左様成者於レ有レ之者、其村の名主ハ代官へ申届、代官ハ奉行共へ申渡夫食をもあたへ他國不レ仕候様ニ可レ仕子細ニ候、以來之ためニ候間名主代官ニ急度可ニ申渡ニ候事以上、

三月七日 讃岐 (花押)

酒井内匠殿

三浦帶刀殿

一三四、松平信綱書狀 (折紙) (19.5×24)

至ニ日光御着座ニ御機嫌之御様子承度之由、得ニ其意ニ候増々御氣色能被レ成ニ御座、御祭禮御法事等、天氣迄好御執行首尾無ニ殘所ニ候間、可ニ御心安ニ候、隨而搗栗一箱進上之候、遂ニ披露ニ候處、一段之仕合候、恐々謹言、

四月十九日 松平伊豆守 信綱 (花押)

松平丹波守殿

一三五、松平忠直朱印知行狀 (11.5×25)

宛行領知事

一高貳拾四石七斗 坂井郡 東長田村内

一高貳拾五石三斗 今立郡 定次村内

都合五拾石者

右、配知之畢、全可ニ知行ニ者也、

寛文九^巳年七月 日〇^(朱印)

野本小源太とのへ

一三六、保科正之書狀 (折紙) (18×50)

一筆申入候、仍如^ニ例年^一之壺共、爲^ニ指登^一候間、被^レ入^レ念可^レ給候、隨而銀子五枚進^レ之候、恐々謹言、

四月六日

保科肥後守

正之 (花押)

堀眞作老

御宿所

一三七、徳川家綱御内書 (46×65)

然^ニ端午之嘉儀^一、帷子單物到來、怡思召候、猶酒井雅樂頭可^レ申候也、

五月三日 〇

(黒印)「印文、家綱」

稻垣藤三郎とのへ

一三八、徳川光圀書狀 (21×51.5)

御使札拜受、弟鷹一聯隼一居并兩種送給之、御懇情之段過當之至存候、其表彌御無爲之由珍重存候、如^ニ承意^一我等義緩々鷹狩令^ニ大慶^一事候、尙使者可^レ爲^ニ演說^一候、恐々謹言、

十二月九日

水戸宰相

光圀 (花押)

松平龜千代殿

御報

一三九、徳川光圀自筆書狀 (16.5×23)

貴簡殊爲^ニ御新宅之御祝儀^一、一種被^レ懸^ニ御意^一過當之至御座候、彌御安全御事珍重存候、光國^(TAD)恐惶謹言、

八月三日

水戸宰相

光國 (花押)

今出川中納言殿

貴酬

一四〇、德川綱吉御內書 (折紙) (47×63)

爲ニ重陽之祝儀、小袖一重到來、歡思召候、猶阿部豊後守可レ申候也、

九月七日 ○ (黑印)「印文、綱吉」

稻垣信濃守とのへ

一四一、德川家宣御內書 (折紙) (46×66)

爲ニ歲暮之祝儀、小袖一重到來、歡思召候、猶土屋相模守可レ申候也、

十二月廿七日 ○ (黑印)「印文、家宣」

稻垣大藏とのへ

一四二、德川吉宗御內書 (折紙・檀紙) (23×65)

爲ニ歲暮之祝儀、小袖一重到來、歡思召候、猶松平伊賀

守可ニ申候也、

十二月廿七日 ○ (黑印)「印文、吉宗」

稻垣攝津守とのへ

一四三、德川吉宗寺領安堵朱印狀 (43.5×63.5)

山城國愛宕郡賀茂川村之内貳拾八石、丹波國船井郡土填村之内貳拾五石、合五拾三石專、依ニ當家先判之例、遣迎院收納永不可レ有ニ相違ニ者也、

享保三年七月十一日

○ (朱印)「印文、吉宗」

一四四、德川綱條書狀 (36.5×48)

(稔封ウハ書)

「久貝甚三郎殿

御宿所

水戸中納言

綱條

就參府之御禮相濟候、入來欣然之至候、爲謝詞令啓候、恐々謹言、

二月十二日

綱條 (花押)

一四五、德川綱條書狀 (36.5×52)

〔(檢封、ウハ書)〕

〆諏訪部喜右衛門殿

水戸宰相

綱條

爲年始之慶賀入來、歡悅之至候、依之令啓候、恐々謹言、

正月三日

綱條 (花押)

一四六、前田綱紀書狀 (36×49)

爲年頭之佳祥、鳥目到來歡入候、謹言、

正月二日

綱紀 (花押)

木下順庵

一四七、德川家治御内書 (折紙) (46×66)

爲重陽之祝儀、小袖一重到來、歡思食候、猶田沼主殿頭可申候也、

九月七日 (黒印) 「印文、家治」

稻垣攝津守とのへ

一四八、德川齊昭書狀 (折紙) (42×54.5)

爲鳳曆之慶賀、芳札之趣喜悅之至候、法體弥御清福越年之由珍重存候、恐々頓首、

二月十五日

水戸宰相

齊昭 (花押)

本圀寺

回答

一四九、佐久間象山書狀 (18×33)

今以殘炎も去りかね候へ共御起居何之御入も無御座候哉、伺度候、然者御案内候通り、久々引籠り居候、實ニ身體にも差困り居候間、何卒御都合被下度、御咄しも無之候へ共、四方之珍しき御咄しも相伺度候間、一兩日の内、御都合被下御光來之程、奉待上候、御頼之書物も出來いたし居候間、御入來の節、差し上候つもりにて此度ハさし上不申候、尙此外にも種々申上度義御座候へ共、其節ニ申縮候、以上、

三日

菅賢克 几下

佐久間拜

「追加」

一五〇、淺井亮政書狀 (折紙) (13×14)

大原之内、高番之内、以三百石可進之候、不可有相違候、恐々謹言、

七月廿四日

淺井備前守

亮政 (花押)

村山次郎右衛門尉殿

御宿所

一五一、淺井久政書狀 (折紙) (12.5×12.5)

猶々三田村方へ被歸候事、子細在之條、我等^(方)□□□_{以上、}

今度三田村方被仰談候儀、最可然候、御新給等之事、令存知候、御領知方御替地之儀、於爰許一途者不可有相違候、弥御入魂簡要候、恐々謹言、

十二月廿六日 淺井新九郎 久政 (花押)

村山下總守殿

御宿所